

## 英国文化体験事業実施協力者募集要項

株式会社日光自然博物館では、英国大使館別荘内で実施する英国文化体験事業（喫茶部門運営）の協力者を次のとおり募集します。

なお、この要項は、株式会社日光自然博物館が英国大使館別荘記念公園の指定管理者として指定されなかった場合には変更等を行うことがあります。

### 1 施設の概要

(1) 所在地

日光市中宮祠2482

(2) 提供場所及び設備

ア 提供場所

英国大使館別荘記念公園 本邸英国文化交流室 41.41 m<sup>2</sup>（2階南側）

客席 20 席, 35.18 m<sup>2</sup>（約 10.7 坪）

前室 1.86 m<sup>2</sup>

倉庫 4.37 m<sup>2</sup>

厨房 41.88 m<sup>2</sup>（1階南東側（25.47 m<sup>2</sup>）及び2階南東側（16.41 m<sup>2</sup>））

イ 設備（基本的な備品は県が準備（詳細は別紙による））

1階及び2階厨房 厨房施設の熱源はプロパンガス及び電気

### 2 出店方法及び条件等

(1) 出店方法等

ア 出店協力期間

2019（平成31）年4月1日から2024年3月31日までの5ヶ年とする。

イ 上記1の(2)の提供場所及び設備を利用してサービスを提供する。

ウ 営業日及び営業時間は、原則として施設開館日、開館時間内とし、株式会社日光自然博物館と協議の上定めることとします。

① 開館日 4月1日から11月30日まで

② 開館時間 ・4月及び11月11日から30日まで 9:00～16:00

・5月1日から11月10日まで 9:00から17:00まで

③ 休館日 4月、5月及び11月の月曜日（ただし、その日が休日となる場合は翌日。なお、臨時に開館する場合があります。）

エ 利用者は観覧料を徴収した入館者となります。

オ 事業実施に必要な費用負担については、別紙「指定管理者との負担区分」のとおりとなります。

カ その他具体的な事項については、株式会社日光自然博物館と協議して定めるものとします。

(2) 事業の目的

19世紀初めから始まったアフタヌーンティーは、英国を代表する文化であり、アーネスト・サトウが別荘を建てた当時のアフタヌーンティーを再現し、来館者に提供することにより、サトウの別荘での生活を体験してもらい、英国の生活習慣や文化についての理解を深めることを目的とします。

(3) 営業の基本方針

営業の実施に当たっては、次の点を踏まえてください

ア 英国大使館別荘の歴史及び文化を踏まえ、それにふさわしいサービスを提供すること。

イ 提供メニューについては、紅茶、茶菓子（スコーン、クッキー、ケーキ）を中心とする当時のアフタヌーンティーを再現するとともに、現代人の味覚に合った工夫をすること。

ウ アフタヌーンティーをはじめとする英国文化に詳しい利用者が満足できるよう、サービスの向上に努めること。

エ 必要に応じ、レセプションの要望に対応できること。

オ 通常の営業とは別に、株式会社日光自然博物館と協議しながら、原則として月に1回以上英国文化にちなんだミニイベント等を実施すること。

(4) 営業にあたる経費負担

ア 飲食品等の売上の10%を管理費として日光自然博物館へ支払うこととする。

イ サービス提供にあたる経費

ウ 営業活動に伴う経費

エ 喫茶部門の清掃経費

### 3 応募資格

次の要件をすべて満たす者とします。

(1) 株式会社日光自然博物館と協力して英国文化体験事業（喫茶部門の運営）を実施すること。

(2) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する法人又は県内に事業所を有する個人であること。

① 個人、法人その他の団体での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる個人、法人その他の団体を選定すること。

② 中小企業体（事業協同組合、協業組合、商業組合等）による申請の場合は、当該事業に係る代表者（責任者）を選定すること。

(3) 飲食店等を現に3年以上継続して経営していること（コンソーシアム、中小企業団体の場合は、当該要件を満たす者が運営に参画すること）。

(4) 過去3年以内に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

(5) 過去3年以内に税金の滞納がないこと。

なお、受付期限までに申込者がいない場合は、受付期間を延長するとともに応募資格を変更することがあります。

### 4 指定管理者（株式会社日光自然博物館）との負担区分

事業実施にかかる費用負担などは、別紙のとおりです。

### 5 応募方法

(1) 募集要項の告知

ア 告知期間

平成31年1月8日（火）から1月30日（水）まで

(2) 説明会の開催

ア 日時 平成31年1月23日（水）午後2時から

やむを得ず、当日に参加できない方については、1月24日（木）以降、別途個別に対応いたします。

イ 場所 日光自然博物館レクチャールーム（図面などにより説明いたします。）

ウ 申込 「説明会参加申込書」（別紙様式1）を平成31年1月17日（木）までに日光自然博物館あて持参又はファックスで提出してください。

(3) 質問書の受付

「質問書」（別紙様式2）に記入の上、ファックス又は電子メールで日光自然博物館へ平成31年1月20日（日）までに送付してください。

なお、電話等による問い合わせは受付いたしません。

質問書に対する回答は、平成31年1月25日（金）までに、説明会に出席したすべての方に送付します。

(4) 申込書の受付

ア 平成31年2月1日（金）から2月8日（金）まで 必着（午前10時から午後4時まで）

イ 提出方法

持参又は郵送により株式会社日光自然博物館あて提出してください。

#### ウ 提出書類

「申込書」(別紙様式3)に次の書類を添付し、提出してください。

- (ア) 事業計画書
- (イ) 経営規模等総括表
- (ウ) 営業所一覧表
- (エ) 主要取引業者一覧表
- (オ) 主要取引金融機関一覧表
- (カ) 貸借対照表 (過去3年間、様式指定なし)
- (キ) 損益計算書 (過去3年間、様式指定なし)
- (ク) 納税証明書 (過去3年間の事業税)

## 6 選考方法及び選考結果

株式会社日光自然博物館が設置する選考委員会が、申込者の中から選考の上、協力者を決定します。

### ○ プレゼンテーション及び選考委員会の開催

- (1) 日 時 平成31年2月15日(金) ※申込者に別途通知します。
  - (2) 場 所 日光自然博物館レクチャールーム
- 選考結果は、申込者全員に文書で通知します。

## 7 問い合わせ先及び申込書提出先

株式会社日光自然博物館

〒321-1661 日光市中宮祠2480-1

電話 : 0288-55-0880

FAX : 0288-55-0850

E-mail : nakajima@nikko-nsm.co.jp

【別紙】

○ 指定管理者（株式会社日光自然博物館）との負担区分

事業実施に係る費用負担などは、次のとおりです。

【甲：指定管理者（株式会社日光自然博物館）、乙：協力者】

項目	内 容	実施区分		実施区分の考え方など
		甲	乙	
従業員	採用・雇用・給与		○	
食材	食材		○	提供メニューについては、甲、乙で協議する。
光熱水費	光熱水費	○		
厨房器具	（1階）各1台 1槽シンク、IHコンロ、調理台、戸棚、水切り付き2槽シンク、吊り戸棚 （2階）各2台 吊り戸棚、1槽シンク	○		設置済
	（1階）各1台 マーブルトップ調理台、冷凍冷蔵庫、シェルフ（キャスター付き）、ベーカリーコンベクションオーブン、移動台 （2階）各1台 IHコンロ（卓上）、コールドテーブル冷蔵庫、電子レンジ、調理台、製氷機、食器洗浄機	○		
備品	イス（20脚）、テーブル（3台）	○		
消耗品	ティーカップ、ティーポット、皿など	○		
管理費	売上の10%		○	飲食及び物販
その他	サービス提供にあたる経費 営業活動に伴う経費 喫茶部門の清掃経費		○	

※ 厨房器具、備品の100万円以下の修繕については乙の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用負担については甲の負担とする。